

空き家などの適正な維持管理を

適正な管理ができていない空き家などの増加は、倒壊や犯罪、火災の発生など近隣住民の生命や財産、安全安心な暮らしに悪影響を及ぼします。

所有者や管理者は、空き家などが管理不全な状態にならないよう、自らの責任で適正な管理に努めてください。

※空き家などが原因となって、近隣や通行人に被害が生じた場合、所有者や管理者が、賠償責任を問われるおそれがあります。

空き家などを放置してしまうと……

強風などで屋根や雨どい、外壁が飛ばされる
樹木の枝が敷地の外にはみ出す
火災発生や倒壊のおそれ
不審者の侵入
雑草が生い茂る・ごみの不法投棄 …こんなことに。



空き家でお困りなら……「空き家コーディネーター」に相談ください！

県では、空き家相談の総合窓口を開設しております！

専門的な知識や経験を持つ「空き家コーディネーター」が、相談内容に応じて、解決に向けた具体的な手法の提案や各種専門家の紹介、必要な費用の試算、所有者と活用希望者とのマッチングなどを行います。

受付 午前9時から午後5時まで(日曜および祝日は受付のみ)

電話 ☎0120(336)366 (フリーダイヤル)

費用 無料(各種専門家への相談や業務依頼は一部有料となる場合あり)

問合せ 危機管理防災課☎(43)1111 内線 582

毎年、6月23日から29日までは「男女共同参画週間」です。

男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会を男女共同参画社会といいます。

しかし、現実には今なお残る「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が、男女共同参画を阻み、様々な男女差別を生んでしまいました。

また、わが国では新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画の遅れが表面化しました。内閣府の調査によると、例えば、女性が多いサービス業等の非正規雇用労働者の雇用情勢の悪化やDV(配偶者等からの暴力)の増加が懸念されていることなど、新型コロナウイルス感染症がいまだに様々な影響を及ぼしています。

一方で、コロナ禍での新しい働き方として、オンラインを活用した在宅ワークなどが普及したことで、家庭での家事・育児などへの分担の見直しが行われる機会をもたらすことにもなりました。

誰もが性別に関わりなく自身の生き方を選択し、あらゆる分野へ自身の個性と能力を発揮することができる社会を実現するため、この機会に「男らしさ」「女らしさ」ではない、「自分らしさ」について改めて考えてみませんか。

人権 それは 愛

～性別に関わりなく活躍できる社会へ～

児童手当制度一部変更

▼特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられています

令和4年10月支給分から、児童養育者の所得が一定以上の場合、児童手当は支給されません。

※児童手当が支給されなくなったあとに所得が基準を下回った際は、改めて認定請求書の提出が必要ですので、ご注意ください。

▼現況届の提出が不要になっています

毎年6月にお願いしていた現況届の提出は、受給者の状況を公簿で確認するため、原則不要です。

ただしつぎの人は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が幸手市と異なる人
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ③離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④法人である未成年後見人、施設などの受給者
- ⑤そのほか幸手市から提出の案内があった人



問合せ こども支援課☎(42)8454

幸手市しあわせ家族ウェルカム補助金

夫婦ともに40歳未満の若者夫婦を含む世帯が市外から転入し、初めて住宅を取得する場合、住宅取得費用の一部を補助します。

補助額 住宅(建物本体)の税抜き取得価格の5%の金額(上限20万円)

受付期間 前期 令和5年7月3日～24日(予算額:200万円)

後期 令和6年1月4日～25日(予算額:200万円)

※抽選により決定する場合があります。

※申請手続きや要件などの詳細は、市ホームページ(右記QRコード)またはお問い合わせください。

問合せ 政策課☎(43)1111 内線 242



無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来

令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

6月23日から29日までの1週間は、男女共同参画週間です。

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日にちなんで設けられました。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

●男女共同参画週間記念パネル展を開催

期間 6月23日(金)～29日(木)

場所 幸手市役所本庁舎1階ロビー

●男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

問合せ 人権推進課☎(43)1111 内線 162

